

福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則

(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号)

最終改正：平成29年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給与の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 条例の規定による職員の給与の支給に関しては、特別の定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。

(給料の支給日)

第2条 条例第6条第2項に規定する給料の支給日（以下「給料の支給日」という。）は、毎月21日とする。ただし、その日が福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給日とする。

(新たに職員となった者又は退職した職員等の給料の支給日)

第3条 条例第6条第1項に定める期間（以下「給与期間」という。）中において給料の支給定日後に新たに職員となった者及び給与期間中において給料の支給定日前に退職した職員には、新たに職員となった日又は退職の日以後速やかにその月分の給料を支給する。

(給料の繰上支給)

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるために給与期間中給料の支給定日前において給料の請求をした場合には、請求の日までの給料を日割計算により支給するものとする。

(停職等の場合の給料の支給)

第5条 職員が、給与期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、法第29条第1項の規定により停職（以下「停職」という。）にされ、若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は専従許可の有効期間の終了により復職し、若しくは停職期間の終了若しくは育児休業法第2条の規定による育児休業の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

2 給与期間の初日から引き続いて専従許可を受け、停職にされ、若しくは育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

(給料の返納)

第6条 職員が、給与期間中給料の支給定日後、費目を異にして異動した場合において異動の日以後に係る分の給料の支給を受けた場合は、速やかにその支給を受けたと同じ額

をその者が従前給料の支給を受けていた費目に返納しなければならない。

- 2 職員の給料が、給与期間中給料の支給定日後において、退職、専従許可又は停職若しくは減給若しくは育児休業法第2条の規定による育児休業により過払いとなった場合には、速やかにその過払いとなった分を返納しなければならない。ただし、死亡したときは、この限りでない。

(特別調整手当)

第7条 条例第8条の規定により特別調整手当の支給を受ける管理又は監督の地位にある職員の職は、別表の左欄に掲げる職員の職とし、これらの職員に支給する特別調整手当の月額を、それぞれ同表当該右欄に掲げる額とする。

- 2 前項の特別調整手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には支給しない。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり勤務しなかった場合は、この限りでない。

- 3 職員の給料が条例第8条第2項又はこの規則第4条若しくは前条の規定により算出されている場合の特別調整手当は、その月額を日割計算により算出した額とする。

- 4 特別調整手当は、前2項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

第8条から第38条まで 削除

(時間外勤務等の時間数の計算)

第39条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数又は職員が特に承認なくして勤務しなかった時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(時間外勤務手当の支給割合)

第40条 条例第15条第1項で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第15条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第15条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

- 2 条例第15条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務手当)

第41条 条例第16条第3項の広域連合長が定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第10条第1項に規定する勤務日等（当該勤務日等が休日に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）をいう。以下この条において同じ。）とする。

- 2 前項の勤務日等とは、勤務時間条例第10条第1項に規定する勤務時間が割り振られた日をいう。

(休日勤務手当の支給割合)

第42条 条例第16条第2項で定める割合は、100分の135とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第43条 条例第15条から第17条までの規定による時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、特別の事由によりその日に支給することができない場合には、その日後において支給することができる。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、前項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第44条 条例第20条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

2 条例第20条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長 8,000円

(2) 事務局次長 6,000円

3 条例第20条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務局長 4,000円

(2) 事務局次長 3,000円

4 条例第20条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした特別調整額の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 広域連合長は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

6 前条の規定は、管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

第45条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。

(55歳を超える職員の給与の減額支給等)

2 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年条例第11号。以下「条例」という。)附則第3項に規定する特定職員(以下「特定職員」という。)に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額から、当該額に100分の0.9を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額」とする。

附 則(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年福島県後期高齢者医療広域連合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年福島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例の規定による改正後の条例第22条第1項後段又は第28条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（臨時的任用職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。
 - (1) 国の職員
 - (2) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の職員
 - (3) 他の地方公共団体の職員
 - (4) その他広域連合長が定める職員
- 3 改正条例附則第2項第1号の規則で定める日は、平成22年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。
- 4 改正条例附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号又は第4号に掲げる者（以下この号及び次項において「国の職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち国の職員等として勤務した期間（次項において「国の職員等期間」という。）を除く。）
 - (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続き及びに関する条例

(平成19年条例第6号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 育児休業法第19条第2項又は福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年条例第9号)第15条第3項の規定により給与を減額された期間

(5) 条例第14条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

5 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間(国の職員等期間のある月にあつては、同項第2号、第4号又は第6号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間(国の職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第5号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額(国の職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.86を乗じて得た額(第7項において「附則第2項第1号基礎額」という。)に満たないもの

6 改正条例附則第2項第2号の規則で定める者は、平成22年6月1日において減額対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により附則第2項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

7 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則(平成24年3月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年福島県後期高齢者医療広域連合規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の額)

2 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号）附則第6項の規定により読み替えて適用される福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号）第13条第2項に規定する規則で定める額は、26,000円とする。

附 則（平成28年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

特別調整手当を受ける職員の職	特別調整手当の月額
事務局長	72,200円
事務局次長	50,700円